

## 【国土交通委員会】

### (1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件であり、いずれも可決された。また、本委員会付託の請願2種類6件は、いずれも保留とされた。

#### 〔法律案の審査〕

平成12年12月に策定された行政改革大綱を踏まえ、特殊法人等の見直し作業が行われた結果、平成13年12月、特殊法人等改革推進本部は、163の特殊法人及び認可法人を対象に、事業及び組織形態の見直し内容を個別に定めるとともに、各特殊法人等が共通的に取り組むべき改革事項を掲げた特殊法人等整理合理化計画を策定した。これにより、163の特殊法人等は大幅に整理され、118法人について、①17法人が廃止、②45法人が民営化等、③38法人が36の独立行政法人化すること等とされた。平成14年度には事業について講ずべき措置の具体化に取り組むとともに、組織形態についても、原則として平成14年度中に法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成15年度には具体化を図ることとされた。

その後、平成14年10月に至り、特殊法人等改革推進本部は、特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等を行うに際しての基本方針となる「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を決定した。

以上のような経緯を踏まえ、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、平成14年10月、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案を始めとする9法律案が内閣から衆議院に提出された。

これら9法律案は、①日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団、国際観光振興会、水資源開発公団、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構及び海上災害防止センターを解散して、独立行政法人である鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構及び海上災害防止センターを設立するため、それぞれ、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、②日本下水道事業団を地方公共団体が主体となって運営する法人に、また、日本勤労者住宅協会を民間法人に移行させ、さらに、帝都高速度交通営団を解散して、特殊会社である東京地下鉄株式会社を設立するため、それぞれ、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、9案を一括して議題とし、独立行政法人化等による改革の意義と効果、業務内容の見直しの妥当性、役員の人事及び報酬の在り方、営団地下鉄の民営化をめぐる諸問題等について質疑を行い、9案を一括して討論の後、いずれも多数をもって可決した。なお、9案に対して9項目にわたる附帯決議を付した。

一方、建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案は、改革先行プログラム、規制改革推進3か年計画、マンション建替えの円滑化等に関する法律の成立等を踏まえ、内閣から衆議院に提出されたものである。

マンションに関しては、近年、建築後相当の年数が経過して建替えを必要とする建物が

増加しており、その建替えを円滑に進めるための制度の整備の必要性、また、現行の建物の区分所有等に関する法律については、建替え決議の要件が不明確なために区分所有者間の紛争が避けられないことや、適正な管理を行う上で十分に対応できないことが指摘されてきた。

このような中で、平成13年10月、経済対策閣僚会議において改革先行プログラムが決定され、平成13年度中に措置を講ずる事項として、マンションの建替えの事業を円滑化するための法制度の創設及び建替え要件見直し等区分所有法の改正に向けた試案の公表が盛り込まれた。また、総合規制改革会議の規制改革に関する第一次答申（平成13年12月）を受けて改定された規制改革推進3か年計画（平成14年3月）においては、マンションの建替えの円滑化のため、建替え要件を5分の4以上の合意のみとすることを含め、平成14年秋までに区分所有法の改正案を作成すべきものとされた。他方、区分所有法による建替え決議を前提として、法人格を有するマンション建替組合の設立、権利変換計画に基づく関係権利の再建マンションへの変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化のための措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的とするマンションの建替えの円滑化等に関する法律が第154回国会において成立している。

本法律案は、以上のような状況を踏まえ、最近における区分所有建物に関する建替え及び管理の実情等にかんがみ、共用部分の変更に係る決議要件の緩和、建物の管理等に関する規約の適正化に係る規定の整備、復旧決議に係る買取指定者の制度の創設、建替え決議の要件の合理化、団地内の建物の建替え承認決議の制度及び一括建替え決議の制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法の目的とその効果、特別多数決議を要する共用部分の変更についての判断基準となる事例の集積、規約の設定、変更の適正化、建替え決議要件の緩和の妥当性、建替えにおける従前居住者の居住安定方策の充実、再生手法等によるマンションの長寿命化対策、団地型マンションの多様な建替え手法の開発等について質疑を行った後、修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって可決された。なお、本案に対して10項目にわたる附帯決議を付した。

#### 〔国政調査等〕

10月29日、扇国土交通大臣から国土交通行政の諸施策について説明を聴取した。

11月5日、質疑を行い、道路特定財源の使途及び税率、公共事業の入札・契約の在り方、地域の特色をいかした地域振興方策、将来の日本の交通体系、我が国の観光振興策、高速道路料金の在り方、ETCの普及促進策、中小建設業者の資金繰り対策、旧国鉄職員のJR採用問題に係るILO勧告の取扱い、海上保安庁の不審船対策等の諸問題が取り上げられた。また、11月21日、同月14日に鹿児島県において行われた九州南西海域不審船事案に係る実情調査について、派遣委員から報告を聴取するとともに、不審船対策、土地税制の見直し、道路特定財源の使途、日朝国交正常化交渉の在り方、民間都市開発推進機構の事業とその影響、公共事業の在り方、タクシー事業の規制緩和等の諸問題について質疑が行われた。

## (2) 委員会経過

### ○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について扇国土交通大臣から説明を聴いた。

### ○平成14年11月5日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 道路特定財源の使途及び税率に関する件、公共事業の入札・契約の在り方に関する件、地域の特色をいかした地域振興方策に関する件、将来の日本の交通体系に関する件、我が国の観光振興策に関する件、高速道路料金の在り方に関する件、ETCの普及促進策に関する件、中小建設業者の資金繰り対策に関する件、旧国鉄職員のJR採用問題に係るILO勧告の取扱いに関する件、海上保安庁の不審船対策に関する件等について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣、伊藤内閣府副大臣、岩城国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

### ○平成14年11月12日（火）（第3回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

### ○平成14年11月21日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 不審船対策に関する件、土地税制の見直しに関する件、道路特定財源の使途に関する件、日朝国交正常化交渉の在り方に関する件、民間都市開発推進機構の事業とその影響に関する件、公共事業の在り方に関する件、タクシー事業の規制緩和に関する件等について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成14年11月26日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、増田法務副大臣、岩城国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

### ○平成14年11月28日（木）（第6回）

- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について参考人神戸大学大学院法学

研究科教授山田誠一君、愛知産業大学造形学部建築学科教授藤木良明君及び全国マンション管理組合連合会事務局長谷垣千秋君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人都市基盤整備公団理事中田雅資君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成14年12月3日（火）（第7回）

- 建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。  
(閣法第10号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連  
反対会派 共産、社民  
なお、附帯決議を行った。
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）（衆議院送付）  
独立行政法人国際観光振興機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）  
独立行政法人水資源機構法案（閣法第50号）（衆議院送付）  
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）  
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）  
東京地下鉄株式会社法案（閣法第53号）（衆議院送付）  
独立行政法人自動車事故対策機構法案（閣法第54号）（衆議院送付）  
公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上9案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月5日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）（衆議院送付）  
独立行政法人国際観光振興機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）  
独立行政法人水資源機構法案（閣法第50号）（衆議院送付）  
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）  
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）  
東京地下鉄株式会社法案（閣法第53号）（衆議院送付）  
独立行政法人自動車事故対策機構法案（閣法第54号）（衆議院送付）  
公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上9案について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本鉄道建設公団総裁松尾道彦君に対し質疑を行った。

○平成14年12月10日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）（衆議院送付）  
独立行政法人国際観光振興機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）  
独立行政法人水資源機構法案（閣法第50号）（衆議院送付）  
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）  
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）  
東京地下鉄株式会社法案（閣法第53号）（衆議院送付）  
独立行政法人自動車事故対策機構法案（閣法第54号）（衆議院送付）  
公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）

以上9案について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人帝都高速度交通営団総裁土坂泰敏君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第48号）	賛成会派	自保、公明、社民
	反対会派	民主、共産、国連
（閣法第49号）	賛成会派	自保、公明、社民
	反対会派	民主、共産、国連
（閣法第50号）	賛成会派	自保、公明
	反対会派	民主、共産、国連、社民
（閣法第51号）	賛成会派	自保、民主の一部、公明
	反対会派	民主の一部、共産、国連、社民
（閣法第52号）	賛成会派	自保、公明、社民
	反対会派	民主、共産、国連
（閣法第53号）	賛成会派	自保、民主、公明、社民
	反対会派	共産、国連
（閣法第54号）	賛成会派	自保、公明、社民
	反対会派	民主、共産、国連
（閣法第55号）	賛成会派	自保、公明、社民
	反対会派	民主、共産、国連
（閣法第56号）	賛成会派	自保、公明、社民
	反対会派	民主、共産、国連

なお、9案について附帯決議を行った。

## ○平成14年12月12日（木）（第10回）

- 請願第61号外5件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

### （3）成立議案の要旨・附帯決議

#### **建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）**

##### **【要旨】**

本法律案は、最近における区分所有建物に関する建替え及び管理の実情等にかんがみ、その建替えの円滑化及び管理の充実等を図る措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数決のみで、建替え決議をすることと/orする。
- 2 現行法における建替え決議に係る建物の敷地の範囲の同一性の要件につき、その要件を緩和し、建物の使用目的の同一性の要件につき、その要件を撤廃する。
- 3 建替え決議を会議の目的とする集会の招集通知の発出時期を集会の少なくとも2月前とともに、通知をするときは、議案の要領のほか、建替えを必要とする理由等の事項をも通知しなければならないこととする。  
また、当該集会の1月前までに、招集の際に通知すべき事項に関する説明会を開催しなければならないこととする。
- 4 敷地を共有する団地内の建物の建替えについて、1棟の建替え決議に加え団地管理組合等の集会において議決権の4分の3以上の承認を得て当該1棟の建物の建替えを実施できることとする建替え承認決議の制度を創設し、各棟ごとの区分所有者及び議決権の各3分の2以上が賛成する場合に団地管理組合等の集会において区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で団地内の全部の建物の一括建替えを実施できることとする一括建替え決議の制度を創設する。
- 5 共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものについては区分所有者及び議決権の各過半数、他のものについてはそれぞれの各4分の3以上の多数により決することとする。ただし、後者の区分所有者の定数は、建物の管理等に関する規約（以下「規約」という。）で過半数まで減ずることができることとする。
- 6 管理組合が法人となるための人数要件を撤廃する。
- 7 管理者及び管理組合法人は、共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領に関し、区分所有者を代理することとする。  
また、管理者及び管理組合法人は、規約又は集会の決議により、右の請求及び受領に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができることとする。

- 8 規約は、専有部分、共有部分等につき、これらの利用状況等及び区分所有者が支払った対価その他の事情を総合的に考慮して、区分所有者の利害の衡平が図られるように定めなければならないこととする。
- 9 建物の滅失した共用部分につき復旧する旨の決議があった場合において、決議賛成者はその全員の合意により、建物等に関する権利を買い取ることができる者を指定することができるのこととする。
- 10 団地内のマンション建替え事業について、建替え承認決議が行われた場合の権利変換計画の決定手続、一括建替え決議が成立した場合の組合の設立等につき所要の規定の整備を行う。
- 11 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】

区分所有建物、特に、マンションについては、社会・経済情勢の変化、国民ニーズの多様化の中で、都市住民の居住形態として普及・定着してきている。その反面、近時、マンションをめぐって諸問題が発生しており、建設・管理・建替え等に係る諸施策について、都市・住宅政策等の幅広い観点から、その一層の整備拡充が図られるべきである。

このような状況を踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すとともに、マンションをめぐる諸情勢の変化に対応して、その制度の在り方の見直しを始め広範多岐にわたる視点から検討を加えるべきである。

- 1 共用部分の変更を実施する際の区分所有者の判断の参考に供するため、特別多数決を要することとなる具体的事例を集積し、その周知徹底に努めること。
- 2 区分所有者の利害の衡平を図る見地から、規約の設定・見直しが適切になされるよう、マンション分譲業者、区分所有者、管理組合等関係者に対し、十分な周知徹底を行うなど、特段の配慮をすること。
- 3 マンションの建替え及び大規模修繕に当たっては、居住者の意向が十分尊重されるよう努めること。

また、建替えに参加することが困難な高齢者等に対し、居住の安定の方策を検討すること。

- 4 マンションの建替え及び大規模修繕に当たっては、その合意形成の円滑化を図るため、区分所有者等に対し極力早期の段階での的確かつ十分な情報開示がなされるよう努めるとともに、国、地方公共団体、専門家等による相談・情報提供体制の一層の整備に努めること。
- 5 団地型マンションの建替えについては、1棟建替えのほか、多様な手法の開発・導入を図り、円滑なマンションの建替え、従前居住者の居住の安定に寄与するよう工夫すること。
- 6 社会・経済情勢や建物の状況に応じた的確な管理を実施することにより、マンションの有する効用が可能な限り維持・増進されるよう、管理組合に対する一層の支援を行うとともに、必要に応じ、中高層共同住宅標準管理規約等について見直しを行うなど、本法の効果的な運用が図られるようにすること。

- 7 環境保全、高齢者・障害者居住、良質なマンションストックの活用等の観点から、増改築等による既存マンションの再生手法の普及を図るなど、マンションの長寿命化が図られるよう積極的な取組を行うこと。
- 8 健全な中古マンション市場の育成に留意し、良好に管理され防災や居住環境の面で良質なマンションが適切に評価されるよう、マンションの劣化状況等に係る評価制度の普及を図るなど必要な措置を講ずるよう努めること。
- 9 新築又は既存のマンションの耐久性を向上させるため、スケルトン・インフィル住宅等の技術開発及びその普及のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 10 本法の施行に当たり、国土交通省は法務省及び関係行政機関との十分な連携を行うことにより、マンションの管理、建替え等に係るマンション法制の有機的な運用が図られるようにすること。  
右決議する。

## 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）

### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人である日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団を解散して独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)とする。
- 2 機構は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の都市機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。
- 4 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額及び日本政策投資銀行から出資があったものとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事3人を置くとともに、副理事長1人及び理事8人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等、船舶の共有建造、高度船舶技術の研究開発及び実用化支援、運輸技術に関する基礎的研究、鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付、旧国鉄職員の年金の給付に

関する費用等の支払等の業務を行う。

- 7 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 信用基金、区分経理等、利益及び損失の処理の特例等について、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7に掲げる事項等は、同年7月1日から施行する。
- 11 日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。

#### 【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案等9法律案に対する附帯決議】

現行の特殊法人等については、設立当時の社会的要請を概ね達成し、その役割が低下していること等が指摘されていることから、新法人への移行後も、財政支出を含め、事業の徹底した見直しを行い、適時、業務の必要性及び組織の在り方について検討を加えるべきである。

このような状況を踏まえ、政府は、各法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 独立行政法人等への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分發揮されるよう、政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すこと。
- 2 独立行政法人等への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化に努めること。
- 3 独立行政法人につき、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定し、公正で客観性のある厳格な評価が行われるよう、評価者の任命及び評価の方法には十分配慮すること。
- 4 独立行政法人等の長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう、十分配慮すること。
- 5 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当の水準を国家公務員等と比較できる形で公表すること。
- 6 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持してきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
- 7 日本下水道事業団の地方共同法人への移行に当たっては、下水道整備水準の地域格差是正に向けた事業展開を図るよう努めるとともに、整備率の低い地域においては、他の汚水処理施設を含め、その実施主体、整備手法等について地方の多様な選択が可能となるよう、積極的な情報提供と技術援助を行うこと。
- 8 空港周辺整備機構の独立行政法人への移行に当たっては、各種事業量の減少を踏まえ、その組織及び体制の合理化を図るよう努めること。
- 9 海上災害防止センターの独立行政法人への移行に当たっては、今後、大規模かつ複雑化する海上災害に対して適切に対処できるよう、蓄積された海上防災技術の維持向上を

図るとともに、原因者責任を明確にし、内外の各機関との一層の連携強化を通じて、効率的な防災体制の整備に努めること。

右決議する。

## 独立行政法人国際観光振興機構法案（閣法第49号）

### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人国際観光振興会を解散して独立行政法人国際観光振興機構を設立することとし、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内所の運営、通訳案内業法の規定に基づく試験の実施等の業務を行う。
- 7 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 利益及び損失の処理の特例等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7に掲げる事項等は、同年7月1日から施行する。
- 11 国際観光振興会は、機構の成立の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び業務は、機構が承継するものとする。

### 【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 独立行政法人水資源機構法案（閣法第50号）

### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人水資源開発公団を解散して独立行政法人水資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主要な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。
- 4 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事5人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発・利用のための施設の新築（水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築、機構が新築又は改築した施設、機構が承継した水資源開発公団の設置した施設等の管理等、委託に基づく水資源の開発・利用に関する調査等の業務を行う。
- 7 機構に係る通則法における主務大臣は、国土交通大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣とし、主務省及び主務省令は、国土交通省及び国土交通省令とする。ただし、業務運営事項に係る主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 事業実施計画、施設管理規程、河川法の特例、特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮、環境の保全、業務の実施に要する費用、財務及び会計（積立金の処分、長期借入金及び水資源債券等）等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、公布の日から施行する。ただし、水資源開発公団法の廃止に関する事項等は、平成15年10月1日から施行する。
- 11 水資源開発公団は、機構の成立の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。

### 【附 帯 決 議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人日本下水道事業団について、これを地方公共団体が主体となって運営する法人とするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）に対する政府の出資を廃止する。事業団が保有する資産に係る減価償却等の額の累計額の合計額に2分の1を乗じて得た額については、政府の出資はなかったものとし、それにより減額された政府の出資金は、政府の一般会計から事業団に対し無利子で貸付けられたものとする。
- 2 現在法律で定められている役員の定数、任期、選任方法等について定款により定めることとし、理事長及び監事の国土交通大臣の任命を廃止し、事業団が役員を解任できることとするほか、役員の選任及び解任は国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 3 評議員会の定数に関する規定を廃止し、定款で定めることとするほか、その構成員として、知事、市長及び町村長の全国的連合組織がそれぞれ推薦する知事、市長及び町村長を加える。
- 4 定款の変更、役員の選任及び解任等の事項は、評議員会の議決を経なければならないこととするほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ事業団の業務運営に関する重要事項を調査審議する。
- 5 下水汚泥広域処理事業を廃止し、既設のものについては、地方公共団体に譲渡するまでの間、事業団において行うこととする。
- 6 国土交通大臣の資金計画に関する認可及び財務諸表の承認等を廃止する。
- 7 所要の罰則規定を設ける。
- 8 この法律は、一部を除き、平成15年10月1日から施行する。

### 【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人日本勤労者住宅協会について、これを民間法人化するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 総務省設置法に基づく特殊法人に関する同省の審査等の権限は、日本勤労者住宅協会（以下「協会」という。）には、適用しない。
- 2 協会の役員及び評議員会の定数、役員及び評議員の任期等について、協会の定款により定めるものとする。
- 3 協会の資金計画に係る国土交通大臣の認可を廃止する。

- 4 所要の罰則規定を設ける。
- 5 この法律は、平成15年10月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

#### 東京地下鉄株式会社法案（閣法第53号）

#### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人帝都高速度交通営団を解散して東京地下鉄株式会社を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。
- 2 会社は、鉄道事業及びこれに附帯する事業以外の事業を営むことができるものとする。
- 3 新株等の発行、代表取締役等の選定等の決議、定款の変更等の決議については、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと等について定めるものとする。
- 4 国土交通大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について定めるものとする。
- 5 国土交通大臣は、新株等の発行及び利益の処分等の決議について認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとする。
- 6 所要の罰則規定を設ける。
- 7 この法律は、公布の日から施行する。ただし、帝都高速度交通営団法の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置の規定等は、平成16年4月1日から施行する。
- 8 国及び会社の成立の時に株式の譲渡を受けた地方公共団体は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、この法律の施行の状況を勘案し、できる限り速やかにこの法律の廃止、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 9 国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせるものとすること等会社の設立の手続等に関し必要な事項について定めるものとする。
- 10 会社は、平成16年4月1日に成立するものとする。
- 11 帝都高速度交通営団は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、会社が承継するものとする。

#### 【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 独立行政法人自動車事故対策機構法案（閣法第54号）

### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人自動車事故対策センターを解散して独立行政法人自動車事故対策機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者の身体的又は財産的被害の回復に資するための支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 機構の資本金は、政府等から出資があったものとされた金額とする。政府は、機構が国土交通大臣の認可を受けて資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、役員の任期について所要の規定を設ける。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、自動車運送事業の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導及び講習、自動車の運転者に対する適性診断、後遺障害者の治療及び養護を行う施設の設置及び運営、後遺障害者に対する介護料の支給、被害者に対する資金の貸付け等の業務を行う。
- 7 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 利益及び損失の特例等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7に掲げる事項等は、同年7月1日から施行する。
- 11 自動車事故対策センターは、機構の成立の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。

### 【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

# 公用用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）

## 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人空港周辺整備機構を解散して独立行政法人空港周辺整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）とする。
- 2 機構は、周辺整備空港（大阪国際空港、福岡空港）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
- 3 機構は、主たる事務所を大阪府に置く。
- 4 機構の資本金は、この法律の定めるところにより政府等から出資があったものとされた金額の合計額とする。また、資本金の増加等その他所要の規定を設ける。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができる。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他緩衝地帯、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地等の造成、管理及び譲渡を行い、並びに周辺整備空港に係る住宅の騒音防止工事に関し助成する等の業務を行う。
- 7 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 利益及び損失の処理の特例等、長期借入金及び空港周辺整備債券、政府からの資金の貸付け等に関して所要の規定を設ける。
- 10 空港周辺整備機構は、機構の成立の時において解散するものとし、国等が継承する資産を除き、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。
- 11 この法律は、一部を除き、平成15年10月1日から施行する。

## 【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）

### 【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、認可法人海上災害防止センターを解散して独立行政法人海上災害防止センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）とする。
- 2 センターは、海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置の実施、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
- 3 センターは、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 センターの資本金は、政府等から出資があったものとされた金額の合計額とする。政府は、センターが国土交通大臣の認可を受けて資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、海上防災のための措置の実施、海上防災のための措置に必要な資機材の保有、海上防災訓練、調査研究、情報の収集・整理・提供、指導・助言、国際協力の推進等の業務を行う。
- 7 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 基金、区分経理、利害及び損失の処理の特例等に関して、所要の規定を設ける。
- 10 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、7に掲げる事項等は、同年7月1日から施行する。
- 11 海上災害防止センターは、センターの成立の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、センターが承継するものとする。

### 【附帯決議】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（閣法第48号）と同一内容の附帯決議が行われている。

## (4) 付託議案審議表

### ・内閣提出法律案（10件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	14.10.18	14.11.20	14.12.3 可決附帯	14.12.4 可決	14.11.5 国土交通	14.11.15 可決附帯	14.11.19 可決
48	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
49	独立行政法人国際観光振興機構法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
50	独立行政法人水資源機構法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
51	日本下水道事業団法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
52	日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
53	東京地下鉄株式会社法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
54	独立行政法人自動車事故対策機構法案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
55	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						
56	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.21	11.20	12.10 可決附帯	12.11 可決	11.7 特殊法人	11.18 可決附帯	11.19 可決
			○14.11.20 参本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議